

## 第437回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和5年7月11日  
13：30～14：30
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1  
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 佐賀県最低賃金の改正諮問について  
(2) 今後の審議について
- 5 議事要旨：(1) 佐賀労働局長から本審議会に対して佐賀県最低賃金（現行：853円）の改正決定について諮問が行われた。  
上記の諮問に伴い、最低賃金法第25条第2項により専門部会を設置することになり、専門部会委員の選出手続きについて確認が行われた。  
(2) 事務局から、経済・雇用情勢、賃上げ状況、意見聴取の公示、締切日等について説明が行われた。  
(3) 専門部会の公労使三者協議部分の議事及び議事録公開、審議会資料の公開について、各委員から承諾を得た。